

## 第6回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

令和元年6月10日(月) 午後3時00分

開催場所

岐阜市役所 低層部3階 大会議室

出席農業  
委員

櫻井 宏 ・ 福田 正義 ・ 河田 均 ・ 永田 昭三  
林 安廣 ・ 西垣 隆 ・ 山口 基治 ・ 森瀬 宏  
野々村 貢 ・ 林 明 ・ 江崎 和浩 ・ 中川美那子  
江崎 美咲 ・ 國井 忠男 ・ 古田 薫 ・ 松野 芳正  
※委員1名総会途中より出席

欠席農業  
委員

梶下 信孝 ・ 清水 健吉

議 長

栗本 恒雄

出席農地  
利用最適  
化推進委  
員

伊藤 一仁 ・ 塩谷 芳美 ・ 小河 先 ・ 奥村 富則  
加納 康男 ・ 神谷 保行 ・ 栗原 修司 ・ 高橋 直美  
戸崎 和美 ・ 丹羽喜美夫 ・ 福井 正弘 ・ 本田 忠男  
眞鍋 勇 ・ 村瀬 新一 ・ 山田 貞夫

事 務 局

|      |       |      |       |
|------|-------|------|-------|
| 事務局長 | 内藤 浩二 | 副主幹  | 伊佐治伸一 |
| 副主幹  | 高島 明見 | 主査   | 則竹 邦彦 |
| 主査   | 高橋 伸和 | 主任主事 | 中山 瞳  |
| 主任主事 | 大嶽 紘代 | 主任主事 | 佐藤 優希 |
| 主任主事 | 坂口由充加 |      |       |

議 案

- 第 3 6 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の審議について
- 第 3 7 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 第 3 8 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 第 3 9 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出並びに同法第 4 条第 1 項第 7 号及び第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理の報告について
- 第 4 0 号 租税特別措置法第 7 0 条の 6 第 1 項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について
- 第 4 1 号 平成 3 0 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の決定について

議 長

それでは、令和元年第 6 回農業委員会総会を開会いたします。  
ただいまの出席委員は、1 9 名中 1 6 名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告いたします。  
議事に入るに先立ちまして、慣例により、本日の議事録署名者を指名でお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

それでは、議席番号 3 番河田均委員、議席番号 4 番永田昭三委員、両委員よろしく申し上げます。

議 長

なお、農地利用最適化推進委員の方も意見や質問がありましたら御発言ください。

議 長

それでは、議案の審議に入ります。  
議案第 3 6 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転 2 件、使用貸借による権利の設定 1 件、以上を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第36号について説明いたします。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合の許可申請であります。今回提案しております申請はいずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

2ページをお願いいたします。

申請明細1番、2番鷺山地区からの申請は、所有権の移転で、農業経営の廃止を図る譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ畑を譲り渡すものです。

申請明細3番芥見地区からの申請は、使用貸借の設定で、農業経営の継承のため、家族内で田を貸し借りするものです。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第36号について事務局から申請内容の説明がありました。

各申請者の営農状況等について、担当地区の農業委員の皆様から説明をいただきます。

それでは、2ページ1番及び2番の鷺山地区の申請については、担当地区の森瀬宏委員、説明をお願いします。

森瀬委員

1番、2番の申請は、農業経営の拡大を図る譲受人が、畑を譲り受けるものです。

5月27日に、農地利用最適化推進委員及び事務局職員とともに現地立会いを行いました。

譲受人は、申請地で野菜を栽培する予定とのことでした。地域の取り決めも十分に理解しており、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、2ページ3番の芥見地区からの申請については、担当地区の清水健吉委員が欠席ですので、事務局より説明いたします。

則竹主査

今回の申請は、親子間の使用貸借の権利設定でございます。

5月29日に申請者側と芥見地区の農業委員、農地利用最適化推進委員で現地立会をしております。

借り人は、このたび農業を継承するために親元近くに転居する予定であります。また、以前から耕作を手伝っており、地元の取り決めなどもわかっているとのことでした。農機具についても確認をしており、特に許可について問題ないとのことでした。

以上です。

議 長

議案第36号について、何か御意見等ございましたら発言願います。

議 長

発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議 長

引き続きまして、議案第37号農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について1件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第37号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を、耕作する者自らが転用する場合の許可申請です。今回の申請概要は、4ページの第4条許可申請の総括表にございますのでご覧ください。

5ページの申請明細をお願いいたします。

申請明細1番合渡地区の申請は、農業用倉庫に転用するものです。申請地は、宅地化の状況から見て住宅等が連たんしている区域に隣接する農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるため、第2種農地と判断します。

ただし、今回の申請が、農業用施設への転用のため許可しうるものです。

以上でございます。

議 長

議案第37号について、何か御意見等ございましたら発言願います。

議 長

発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議 長

引き続きまして、議案第38号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、所有権の移転2件、使用貸借による権利の設定1件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第38号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするために、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請であります。今回の申請概要は、7ページの第5条許可申請の総括表にございますのでご覧ください。

8ページをお願いいたします。

申請明細1番芥見地区の申請は、使用貸借設定による農家住宅への転用です。申請地は、宅地化の状況から見て住宅等が連たんしている区域に隣接する農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるため、第2種農地と判断します。

ただし、今回の申請は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、許可し得るものです。

申請明細2番芥見地区の申請は、所有権移転による資材置場への転用です。申請地は、水管、下水管又は、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿線の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ申請にかかる農地からおおむね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存するため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

この申請は、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、44ページに位置図を付けてございます。ご覧ください。

右上の周辺図ですが、転用される場所は、芥見地区の南部で、芥見大般若2丁目地内の、岩小学校から北東へ約700メートルのところに位置している農地でございます。

8ページにお戻りください。

申請明細3番芥見地区の申請は、所有権の移転による貸駐車場への転用です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

ただし、今回の申請は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、許可し得るものです。

議長

ただいま、議案第38号について事務局から説明を受けましたが、8ページ2番の芥見地区から申請されました農地転用については、現地調査を行いました。担当地区の清水健吉委員が欠席ですので、事務局より説明いたします。

則竹主査

今回の申請は、資材置場として農地の転用を行うものであります。

農地の転用にあたり、5月22日に農業委員、農地利用最適化推進委員、転用事業者代理人で現地立会いを行いました。立会いの際には近隣農地及び道路、水路への影響のないようお願いしており許可は問題ないとのことでした。

議長

議案第38号について、何か御意見等ございましたら発言願います。

議長

発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議長

引き続きまして、議案第39号農地法第3条の3の規定による届出並びに同法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規

定による農地転用届出の受理の報告について、第3条の3届出22件、第4条届出13件、第5条届出63件、以上を報告させていただきます。

事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第39号について説明いたします。

はじめに第3条の3の規定による許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。今回の各地区別の届出は、10ページにございますのでご覧ください。届出の合計は、件数が22件、面積は31,865.50平方メートルです。

続きまして11ページをお願いいたします。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第4条届出の総括表となります。明細は12ページから15ページに記載してございます。届出の合計は、件数が13件、面積は4,985.81平方メートルです。

続きまして16ページをお願いいたします。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第5条届出の総括表となっております。明細につきましては、17ページから32ページとなっております。届出の合計は、件数が63件、面積は29,579.82平方メートルです。

以上、農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、令和元年5月に農業委員会事務局規程に基づき、農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告いたしました。

以上でございます。

議 長

ただいまの議案第39号については、報告議案でございますので御承知おきください。

議 長

引き続きまして、議案第40号租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について、今回の出願は3件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第40号について説明いたします。

34ページをお願いいたします。

今回は、3件提出されており、特例適用農地面積は、田、畑合計で、6,410平方メートルとなっております。

証明願の内容審査としまして、事務局において遺産分割協議書等により、相続人の確認を行い、特例適用農地について適正な耕作が行われていることなど、納税猶予を受けるための要件を備えているか十分調査し、提案しております。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第40号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら発言願います。

議長

発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議長

引き続きまして、議案第41号平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

高島副主幹

それでは、議案第41号について説明いたします。

これは国からの指導により、農業委員会における審議の公平性・公正性の確保及び透明性の向上と活動の活性化として、実施しているものでございます。

平成31年4月11日に開催しました総会において、案をご承認いただき、市のホームページ及び農政推進委員会において、地域の農業者等の意見・要望等を募集した結果、地域の農業者等からの意見・要望等はございませんでした。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第41号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら発言願います。

議 長

発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定いたします。

議 長

以上をもちまして、本日の議案はすべて終了いたしましたので、本日の会議はこれにて終了いたします。

議長は、本日の会議終了につき午後 3 時 2 0 分閉会を宣す。